

電波利用料制度に関する報告書(案)の概要

平成19年6月28日

電波利用料制度に関する研究会

1 電波利用料制度について

(1) 電波利用共益事務の性格

● 論点・意見

- ・電波法第103条の2第4項に規定される電波利用共益事務（「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」）の維持が望ましい。
- ・電波法第103条の2第4項の内容の拡大解釈により使途が拡大されるべきではない。
- ・使途の要望が拡大する中、電波利用料の性格付けをどのように議論するか。

● 研究会の整理

- ・次期においても、電波利用共益事務は、現行の定義・解釈を維持し、クラブ財的な性格（※）のものとして捉える。すなわち、共益事務による免許人等の受益と負担の関係が全体として保持されることとなり、基本的に負担額が使途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持すべき。

※クラブ財的な性格の考え方

クラブ財的な性格を有しているものとは、消費における排除性・非競合性を有するものを指す。これに対し、公共財的な性格を有しているものとは、消費における非排除性・非競合性を有しているものを指す。（例えば、一般道路の使用については、特定の人の道路使用を妨げることができない点で非排除性を有するとともに、ある人による道路使用が他の人の道路使用を妨げない点で非競合性を有することから、公共財的な性格を有していると言える。）

電波利用共益事務については、無線局の受益を直接の目的としている点で排除性を有するとともに、ある無線局がサービスを受けることにより他の無線局がサービスを受けることを妨げられるものではない点で非競合性を有することから、クラブ財的な性格を有していると言える。

1 電波利用料制度について

(2) 電波利用共益事務となるものの選定の考え方

● 論点・意見

- ・携帯電話不感地域解消等の情報通信格差是正に関する要望が多数寄せられたが、本来、情報通信格差是正は、主に人口格差のある地域について行うものであり、一般財源を使って行うべきではないか。
- ・クラブ財と再配分的な公共財の性格の違いを考慮すると、電波利用共益事務にはどこまで含まれるのか。またその拡大の歯止めはどう考えるのか。

● 研究会の整理

電波利用共益事務の定義を現行の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」で維持し、この趣旨に厳密に則して、これに含まれるものを選定しなければならない。

情報通信格差是正事業のうち、

「不感等地域の解消を電力の小さい無線局の増設により行うことで、電波の出力を上げたり
他の周波数帯を使ったりする必要を無くし、他方で電波の利用を拡大する事務」

と解されるものについては、これにより、安定的な電波利用に資すること、電波を利用するサービス全体の価値を上げることから、無線局全体の受益の目的に適うと解されるので、電波利用共益事務となるものと考えることができる。

このような事務については、

- ・当該事務のコストが、当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内である
 - ・負担の配分が電波を利用する者の中間で納得できる範囲内で設定されていること
- が重要である。

(3) 逼迫対策事業と無線局の受益及び負担の関係について

● 論点・意見

- ・ 前回電波利用料見直しに関する電波法改正に際して、参議院総務委員会における附帯決議（平成17年10月25日）にも明記されているように、「受益と負担の関係の明確化」が求められているところである。
- ・ 逼迫対策事業は、特定の無線局に直接対策を行うことから当該無線局の受益が大きいと見て、当該無線局の負担する度合いを大きくすることは分かり易いが、その反面、これを行うことは、共益費の本来の趣旨（クラブ財的な性格）に馴染まないのでないか。使途と受益（負担）は関係が切れているものと見るべきではないか。

● 研究会の整理

逼迫帶域にある無線局が安定的かつ良好に電波を利用することができる環境を維持・改善する逼迫対策事業を行うことは、直接には無線局全体の受益となる一方で、当該逼迫帶域にある無線局に反射的な受益をもたらし、逼迫帶域の使用に係る電波の経済的な価値をさらに高めることとなる（例として、土地で言えば、再開発事業により周辺部を含め土地の価値が高くなるようなものである。）。

このような場合、逼迫帶域を使用する免許人等は、その高まった電波の経済的価値に応じた負担をすることが適当である。

(4) 受益と負担が迅速に連動できる制度の導入

● 論点・意見

- ・ 電波利用料は3年ごとに見直しを行っているが、その見直しの合間に、新たな使途を追加する必要性が生じた場合、使途の追加が法改正によらず行われる一方で、無線局ごとの負担比率の見直しによる料額の変更は、法改正によらず行うことができない。
- ・ 更なる受益と負担のバランスの向上を図り、電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動を図るべき。

● 研究会の整理

新たな使途を追加する場合に、当該使途により、逼迫帯域における、安定的かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることに着目し、電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み（例えば、一定の料額及び使途を政令に定める等）を検討していくことが必要。

(1) 基本的な考え方

ア. 電波利用共益費用の上限について

- ・ 使途の追加に際しては、現行の使途の有効性、効率性も確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることのないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮。

イ. 電波利用共益事務の要件について

- ・ 電波利用共益事務の性格は、現行のものを変更しないこととし、電波の混信、輻輳等を防止し電波の利用が阻害されない又はそのような事態を避ける「電波の適正な利用の確保」に関し、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」であることとする。
- ・ 情報通信格差是正事業については、1の（2）において整理された考え方により、適正なものについて、電波利用共益事務に含めることとする。

2 使途について

(2) 主な新使途案(意見公募の結果を踏まえた案であり、金額は要望ベース)

新使途1 「無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)」

施策概要

(1) 目的

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、いまだに地理的な条件や事業採算上の問題により、利用することが困難な地域が存在する。それらの地域の住民や自治体、事業者からは、利用可能とするよう、強い要望が提起されている。

本施策は、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

(2) 内容

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺境、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、公益法人が基地局の開設に必要な伝送施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

(3) 具現化の趣旨等

携帯電話の利用可能地域拡大のための施策として、現在、一般財源による補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業と、電波利用料財源による本事業が存在しているところ。今般、免許人等から、「電波利用料財源を鉄塔の整備にも活用すべき」「補助対象システムの拡大が必要」等、本事業の充実について要望いただいたため、要望にできるだけ沿うよう、制度を見直すもの。

(4) 実施場所

100箇所程度において、事業を行う。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 3ヵ年計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 所要予定額 | 約70億円 | 約70億円 | 約70億円 | 約210億円 |

電波利用料財源として支弁する理由

携帯電話等について、利用可能地域の拡大（不適地域の解消）を進めるためには、不適地域に近接する地域から、大出力の電波を用いることにより、不適地域をカバーするという方策が考えられるが、これを行うため、新たに周波数を割り当てることとなれば、周波数の逼迫が進むこととなる。

本事業によりできるだけ多くの基地局を設置し、1基地局のカバーする範囲を小型化すれば、新たな周波数の割当が不要となり、周波数の逼迫が回避され、電波の有効利用につながるものである。

新使途3a 「国際競争力の強化(ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費)」

施策概要

ワイヤレス分野の国際標準化機関（国際電気通信連合（ITU）等）における我が国の国際標準化活動等を推進することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムの導入促進及び国際的な電波の混信防止を図るとともに、国際標準化人材の育成にも寄与する。

【考え方される施策例】

①国際電気通信連合（ITU）IEE等の国際標準化機関におけるワイヤレス分野の国際標準化に関する調査・対応

例えば、第4世代携帯電話の無線システムについて、産学官が連携した体制により、当該無線システムに関する国際標準化ニーズや内外の技術開発の現状を分析し、研究開発の成果を国際標準に反映させる方策を検討する。ITUやIEE等に専門家等を派遣し、また海外の標準化団体との国際連携を強化するほか、関連ワーキングショップ等を開催する。

当該施策を通じ、我が国の無線技術の国際競争力強化や国際標準化人材の育成にも寄与することが期待される。

②国際的な周波数分配及び周波数共用基準の策定に関する調査・対応

ITUの世界無線通信会議及びその関連会合では、国際的な周波数分配や周波数の共用基準等が検討・決定される。当該会合に専門家等を派遣し、各国の動向を調査するとともに、我が国のシステムに混信が生じないよう適切な対応を行なうほか、他国との無線通信網との干渉が懸念される衛星通信の周波数の確保そのための情報収集等を行う。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 3ヵ年計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 所要予定額 | 3.7億円 | 3.7億円 | 3.7億円 | 11.1億円 |

電波利用料財源として支弁する理由

・国際標準化動向の調査及び国際会議等へ参加することにより、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い無線システムを国際標準化しその導入を促進すること、及び我が国の周波数事情に合うように国際的な周波数分配及び周波数共用基準等を策定することは、我が国の周波数の有効利用につながるものであり、その範囲は全ての無線局が対象となるもの。

新使途2 「地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業(仮称)」

施策概要

地上放送のデジタル化の達成に必要な以下の送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル全面移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保する。

【考え方される施策例】

- ① デジタル中継局整備支援 民間放送事業者の自力建設が困難であると認められる中継局整備（約800局）に対する補助（約20億円／年）
- ② 辺地共聴施設のデジタル化支援 中山間地域等の共聴施設（約2万施設）のデジタル化のための改修に対する補助（約25億円／年）
- ③ デジタル混信等対策 他の電波の混信等により、デジタル放送を良好に視聴できないケースへの対策（約10億円／年）
- ④ デジタル受信相談体制の整備 ②や③等に随伴した視聴者からの相談に対する対応（各地域に隣地対策組織を設置）（約20億円／年）

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 3ヵ年計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 所要予定額 | 約75億円 | 約75億円 | 約75億円 | 約225億円 |

電波利用料財源として支弁する理由

・本施策は、他の無線局に混信を起こさずにアナログ放送と同等のデジタルテレビジョン放送の視聴エリアを確保する電波の適正な利用の確保に関する事務として、電波法第1条の「電波の公平且つ効率的な利用の確保」にも属うものである。

・アワダチ周波数変更対策と同様に、周波数が逼迫している中で地上デジタル放送への移行がもたらす受益は、さまざまな電波利用分野の無線局免許人全体が享受するものであることから、これは無線局全体の受益を直接の目的とするものと位置付けることができる。

・また、視聴者にデジタル放送を行き渡らせるために高出力の大規模中継局による方法ではなく、共聴施設の設置による方法や比較的小規模な中継局による方法を行なうことは、電波の効率的な利用を可能とするとともに、他の無線局にとどまらず混信を受けることなく無線通信を行なうことができる受益があることから無線局全体の受益になるという見方もできる。

・なお、本施策は、2011年のデジタル放送への完全移行を達成するまでの限られた間ににおいて送受信環境の整備が必要となるエリアを限定して実施されるものである。

新使途3b 「国際競争力の強化(電波資源拡大のための研究開発・拡充)」

施策概要

極めて権利に利用されている6GHz以下の周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、未利用周波数帯の開拓や周波数有効利用技術の高度化に資する技術の研究開発を平成17年度から実施しており、研究開発案件はおおむね5年以内に成果が得られるものに限定している。

- 実施状況： 平成19年度時点において30テーマを実施
- 予算額： (H17) 78.4億円、(H18) 87.6億円、(H19) 106.4億円
- 現在までの成果： 研究期間を終了したテーマはまだないが、平成18年度未現在で特許約160件、学会発表約310件

今後、ICT国際競争力競競合とりまとめ（平成19年4月）や免許人からの意見も踏まえ、国際競争力の強化に資する、電波資源拡大のための無線技術の研究開発（例：テストベッドによる次世代移動通信システム技術の開発、既存の中核技術の開発等）を推進。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 3ヵ年計 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 所要予定額 | 140億円 | 140億円 | 140億円 | 420億円 |

電波利用料財源として支弁する理由

・電波の能率的な利用に資する技術が導入されることで、6GHz以上の利用が進んでいない周波数帯への移行及び6GHz以下の逼迫する周波数帯での周波数共用が促進され、電波法第26条に規定する周波数割当計画の策定に資するほか、新たな周波数需要への円滑な対応が可能となり、全ての無線局に受益があるもの。

(3) 新使途案に対する研究会における整理

●新使途案 1 「携帯電話等のエリア整備の充実」

- ・ 本施策は、情報通信格差是正に資するという観点からだけではなく、大出力の電波を使用することなく、弱い電波により辺地等だけをサービスエリアにすることにより、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務であり、電波利用共益事務とすることが適当。
- ・ なお、電波利用料制度について、1の（2）において整理されているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得のできる範囲内に設定されていることが重要である。

(3) 新使途案に対する研究会における整理

●新使途案2 「地上放送のデジタル化への完全移行」

- ・ 本施策のうち①②については、情報通信格差是正に資するという観点からは、「携帯電話等のエリア整備の充実」と類似している。
- ・ 電波利用料を充てる観点から考察すれば、アナログ周波数変更対策業務の場合は（受信設備の変更工事も送信環境の変更に伴うものであることから）無線局全体に受益があると考えられ、1,800億円の投資により、130MHzが他に利用可能となることが法改正時に整理されている。しかしながら、地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業（仮称）の場合は、受信側がデジタル放送を受信できる環境が整備されていないと実質的には送信側がアナログ放送を停波することが困難となる。このため、完全移行に当たってあまねく普及することが要請される送信側無線局に対し、最低限の支援を行うことについては、大出力の電波を使用することなく、弱い電波等により、限定的なサービスエリアを確保し、他の無線局に混信を起こさずに電波利用を拡大する事務と見られるものであれば、無線局全体の受益に適う事業として支援することが適当である。
- ・ なお、電波利用料制度について、1の（2）において整理されているとおり、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得のできる範囲内に設定されていることが重要である。

(3) 新使途案に対する研究会における整理

●新使途案2 「地上放送のデジタル化への完全移行」

- ③については、本来、無線局間の混信解消は、事業の種類にかかわらず、民民間で調整・解決されることが原則である。しかしながら、デジタル混信等は、アナログ放送とデジタル放送に放送用の周波数を満遍なく使用しているサイマル放送の周波数使用状況において、2011年の完全デジタル移行までの短期間のサイマル期間中に限り生じるものであるところ、事前に混信地区が予期できる場合は、放送区域において当該地区的サービスを前提とせずにデジタル放送局を置局せざるを得ない状況にある。
今般の混信対策は、上記の混信地区における対策を行うものであるが、これは、大出力の電波を使用することなく、弱い電波等により限定的なサービスエリアを確保することにより、他の無線局にも混信を起こさずに電波利用の拡大を図ることができるものと解すことができるるのであるから、①、②と同様の施策と考え、電波利用共益事務とすることが適当である。
なお、デジタル混信等は、デジタル化に起因する混信等であり対策箇所及び期間が限られるものであることから、対策が無限に拡大するものではない。
- ④に関しては、一般的には、自社が提供するサービスに対する顧客からの相談は、一義的には当該サービスを提供している事業者が対応すべきものである。放送事業者においてもその放送する番組についての視聴者からの問い合わせについてはそれぞれ窓口を設ける等して対応しているのが現状である。
④の施策は、こうした対応とは異なり、短期間でのデジタル放送への完全移行に向けて、現在アナログ放送を視聴している視聴者がデジタル放送を視聴できるよう、辺地共聴施設のデジタル化対応やデジタル混信等への対応等デジタル放送の受信に関する視聴者からの相談に対応するものである。
アナログ周波数変更対策業務の実施にあたってもデジタル放送を行うため、短期間の周波数環境の整備である同業務に伴う受信者対策は国が行うべき業務との考えのもと電波利用料において現地対策センターが設置されたところであり、本施策についても、辺地共聴施設のデジタル化支援や①、②と同様の施策と考えられるデジタル混信等対策を効果的に行うための施策として、アナログ周波数変更対策業務と同様付随的な援助に位置付けられるものであり、本施策についても電波利用共益事務とすることが適当である。
- なお、電波利用料制度について、1の（2）において整理されているとおり、③、④の施策についても、当該事務のコストが当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内であり、負担の配分が電波利用料として負担する者の間で納得のできる範囲内に設定されていることが重要である。

(3) 新使途案に対する研究会における整理

●新使途案3 「国際競争力の強化」

- ・「ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費」及び拡充施策である「電波資源拡大のための研究開発」については、我が国の周波数事情に合うような国際的な周波数配分を実現するための国際標準化活動、電波資源拡大のための研究開発は、無線局全体に受益があると考えられ、電波利用共益事務とすることが適當。

3 電波利用料の料額の在り方

(1) 基本的な考え方

ア. 負担の原則

- 電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則。
- 電波利用料の負担については、電波の経済的価値を勘案したものとする考え方を更に推し進める必要がある。逼迫帯域にある無線局の負担額の決定においては、逼迫対策事業により、安定かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることで、反射的に生じる逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値の増加についても勘案していく必要がある。

イ. a群、b群の使途の振り分け

- 逼迫帯域における無線局が安定的かつ良好に電波を利用することができる環境を維持・改善することで、逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値をさらに高める事業等、周波数帯域の使用に係る電波の経済的価値を高めるような事務については、「a群」に分類し、その費用について、電波利用料の料額算定において電波の経済的価値を考慮する算定方法を用いることとし、逼迫帯域等を使用する無線局でその費用を負担することとする。
- 上記以外の事務については「b群」に分類し、その費用は、原則、無線局数で均等負担する。
- アナログ周波数変更対策業務については、無線局毎に均等に受益がある一方で、特定の逼迫帯域の経済価値を向上させるものとも見られ、その点も考慮して、a群、b群どちらに入れるべきか検討する必要がある。

各使途におけるa群、b群の振り分け案

| | 使途 | 所要予算額 | 合計額 | |
|----|---------------------------------|---------|---------|---------------------------|
| a群 | 周波数逼迫対策技術試験事業 | 52.0億円 | 370.7億円 | 周波数帯域の使用に係る経済的価値がさらに高まる事務 |
| | 電波資源拡大のための研究開発 | 140.0億円 | | |
| | ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費 | 3.7億円 | | |
| | 無線システム普及支援事業（携帯エリア整備支援事業） | 70.0億円 | | |
| | 地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業 | 75.0億円 | | |
| | 電波遮へい対策事業 | 30.0億円 | | |
| b群 | 特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策業務） | 161.6億円 | 161.6億円 | それ以外の事務 |
| | 電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施 | 76.0億円 | | |
| | 総合無線局監理システムの構築と運用 | 74.3億円 | | |
| | 安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業 | 30.0億円 | | |
| | その他（標準電波、懸念事務、人件費等） | 47.2億円 | | |
| | 次期使途合計 | | 759.8億円 | |

使途については、意見公募の結果を踏まえた案であり金額は要望ベース

3 電波利用料の料額の在り方

(2) テレビジョン放送の電波利用料の見直し

● 論点・意見

- ・ 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）においては、放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す」とされており、放送局の使用帯域幅及び出力に見合った電波利用料の料額に改めるよう求められている。
- ・ 放送事業者の帯域が非常に多く使われているのにもかかわらず、勘案要素により、負担と使途に関するバランスを欠いているという結果になっており、見直すところは見直すべき。
- ・ 地上放送は基幹放送に位置づけられており、国民の安全と災害時を含めて、なくてはならないもの。電波のエリアの帯域の中だけで高いの安いのということのみではなく、公共性を勘案すべき。
- ・ 地上放送のデジタル化は国策であり、2011年までの期限がある中でこれまでの前提条件を変えるべきではない。

● 研究会の整理

- ・ a群に要する費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて負担するべきである。例えば、携帯電話事業者は266MHz（携帯電話からの上り周波数、基地局からの下り周波数の合算）、テレビジョン放送事業者は、370MHz（放送局からの下り周波数のみでの数値）を現在使用しているため、これらの幅に応じた料額の算定が行われる必要がある。
- ・ 負担額の算定に当たっては、使用周波数帯域幅とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当。
- ・ 他方、b群に要する費用については、原則、無線局数で均等負担する現行の考え方を維持することが適当。

3 電波利用料の料額の在り方

(3) 国等の無線局における電波利用料負担

● 論点・意見

- ・ 電波を使っているみんなで負担するという原則からして、国も一部負担をすべき。
- ・ 国が使おうが、地方自治体が公的に利用しようが、電波は貴重な資源であって、全ての無線局が有効活用をしなければならない。
- ・ 国民の安全・安心、災害対策を直接の目的とする、そのために構成している部分と、事業を展開するものは分けて考えるべき。
- ・ 世界的な対応が必要であること等、国の無線局は大掛りであり、機器の更新は容易ではない。
- ・ 管理費的な部分にコストはかかるだろうが、電波の有効利用につながるインセンティブが働くか検証が必要。
- ・ 独立行政法人等は、ただ単に国の一員であったところからスピナウトした事業者であり、実質的に行っている作業は民間と同じ。

● 研究会の整理

- ・ 「電波有効利用政策研究会 最終報告書」（平成16年10月）では、「電波利用料を徴収しても、国の場合には国庫の中での循環であるため、徴収の実益に乏しい」との指摘があったが、電波利用料は特定財源であり、この指摘は必ずしもあたらない。
- ・ 現在、国について電波利用料を徴収することは、歳出の中で各所に電波利用料相当額をたてることとなり、いたずらに事務の煩雑化を招くだけで実益がないことから、電波法関係手数料の取扱いと同様に、国については、電波利用料を徴収しないこととされている。しかしながら、徴収コストの増を考慮してもなお周波数の有効利用につながる十分な実益が想定されることから、徴収の意味はあると考えられ、原則として、国等の無線局は、電波利用料を負担することが適当である。
- ・ 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）において、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」とされたところ、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局について電波利用料を免除又は減額することは、この考え方と整合すると考えられる。
- ・ また、船舶、航空に関する国際協定等の外的要因から直ちに無線システムを変更できない事情等を勘案し、減額した電波利用料を徴収することも考慮する必要がある。ただし、他方で、今後も電波有効利用努力を観察していくことが必要である。
- ・ 一方、ピーク、オフピークでの電波の利用の柔軟性ができていない状況において、上記の無線局に単純に有効利用度合いの評価を行うことは難しいが、少なくともオフピークでの電波有効利用がなされるよう努力すべきである。
- ・ 独立行政法人、国立大学法人については、交付金の中の経営努力で事業を行うものであり、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局を引き継いでいるわけでもなく、国の機関と一緒に論じる必要性が薄い。したがって、独立行政法人、国立大学法人においては、電波利用料を減免なく負担するものとする。

3 電波利用料の料額の在り方

(4) 免許不要局における電波利用料負担

● 論点・意見

- ・ 3(1)の「負担の原則」において、「電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、なんらかの負担があるものを基本」と整理したことを踏まえて電波利用料負担を検討すべき。
- ・ 電波利用料のスタートが共益費であるということを考えると、実際に電波を利用するときに、保護されている、あるいは何らかの監理を受けているということが大前提になっている。
- ・ 現在の微弱電波といった免許不要局については、電波利用の監理の発生、安定的に使うための施策がとられているのかを勘案すべき。
- ・ 大量の無線局が出荷されることを前提とすると社会全体の課題を解決するために電波を利用するという観点があり、免許不要局への負担のあり方、あるいは算定の仕方を考慮すべき。

● 研究会の整理

- ・ 電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則。
- ・ 技術基準が策定されているものについては、電波監理を受けているものであり、負担については、今後検討していくことが必要。
- ・ 周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担については、今後検討していくことが必要。
- ・ 上記の検討に当たっては、徴収方法、負担額に対する徴収コスト等について考慮されるべきである。

3 電波利用料の料額の在り方

(5) 各無線システム内での個別配分における勘案要素

● 論点・意見

- ・ 各無線システム内において、電波の有効利用を促進するため、電波の逼迫程度を勘案した地域性や出力等の量的要素を勘案している。
- ・ 免許人等からの勘案要素に対する要望として、電波特性、施設共用化、ローミング、利用効率、通信量・利用頻度があげられているが、これを勘案要素とすべきか。

● 研究会の整理

- ・ 勘案要素に加えるべきものとして提案のあったもののうち、
 - 1) 電波特性、施設共用化、ローミングに関しては、これを勘案することが、必ずしも電波の経済的価値を勘案することになるものではないと考えられ、又、
 - 2) 通信量、利用頻度に関しては、これを勘案することは、電波の有効利用を促す考え方と逆行することになりかねないことから、何れも、採用することは適当でないと考えられる。
- ・ なお、電波の利用効率を勘案することについては、前回の見直しで採用した広域専用電波に係る料額の考え方を今後とも採用することで対応することが適当と考えられる。